

## 板橋区介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の実施に関する要綱

(平成27年 3月25日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「住宅改修費等」という。）の受領委任払い制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修等 住宅改修又は特定福祉用具若しくは特定介護予防福祉用具の購入をいう。
- (2) 被保険者 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。
- (3) 事業者 住宅改修等の事業を実施するものをいう。
- (4) 受領委任払い 区が支給決定した住宅改修費等を、被保険者の委任した事業者を受領させることをいう。

### (委任の対象)

第3条 被保険者は、第6条第4項の規定により受領委任払い制度の登録を受けた事業者（以下「受領委任払い取扱事業者」という。）に依頼して住宅改修等を行った場合は、受領委任払い制度を利用することができる。

### (介護給付費の代理受領)

第4条 受領委任払い取扱事業者は、被保険者が住宅改修等を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修等に要した費用について、住宅改修費等として当該被保険者に対し支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定による住宅改修費等の支払があったときは、当該被保険者に住宅改修費等の支給があったものとみなす。

### (適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する被保険者は受領委任払いを利用できないものとする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第67条第1項に規定する保険給付の一時差止を受け、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けている者
- (3) 当該住宅改修費等について板橋区応急福祉資金貸付金〔住宅改修費等〕貸付要綱（平成12年4月1日区長決定）に基づく貸付けを受けている者

### (受領委任払い制度の登録)

第6条 住宅改修費等の受領委任払いを取り扱う事業者は、あらかじめ登録を受けるものとする。

2 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費に係る登録の対象となる事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。
  - (2) 介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること。
- 3 受領委任払い制度の登録を受けようとする事業者は、事業所ごとに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（別記第1号様式）及び介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱確約書（別記第2号様式）又は介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に係る取扱確約書（別記第3号様式）のほか区長が必要と認める書類を区長に提出するものとする。
- 4 区長は、前項の届出をした事業者について、受領委任払い取扱事業者として登録を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書（別記第4号様式）により当該事業者にその旨を通知するものとする。

（登録内容の情報提供）

第7条 区長は、登録事業者について板橋区ホームページで情報提供を行う。

（変更の届出）

第8条 受領委任払い取扱事業者は、事業所の名称、所在地その他登録時における届出事項に変更があったときは速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（別記第5号様式）により区長に届け出なければならない。

（受領委任払い取扱事業者の登録の辞退等）

第9条 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修等の事業の廃止等により登録を辞退し、又は事業を休止若しくは再開するときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録辞退（休止・再開）届出書（別記第6号様式）により区長に届け出なければならない。

（受領委任払い取扱事業者の登録の取消し）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- (2) 受領委任払い取扱事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体または財産等を傷つけた場合
- (3) 偽りその他不正な手段により第6条の登録を受けた場合又は住宅改修費等の請求を行った場合
- (4) その他区長が必要と認めた場合

2 区長は前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（別記第7号様式）により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

（委任状の提出）

第11条 被保険者は、受領委任払い制度を利用して住宅改修等を行うときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（別記第8号様式）又は介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書に介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状（別記第9号様式）及び関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

(住宅改修費事前申請確認書の送付)

第12条 区は、前条の申請に係る住宅改修の確認をしたときは、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請確認書(別記第10号様式。以下「事前申請確認書」という。)により被保険者に通知するものとする。

2 区長は、住宅改修の工事の完了までに、被保険者が第5条各号に規定する要件のいずれかに該当すると認めるとき又は受領委任払いによる住宅改修費の支給が適当でないと認めるときは、前項の住宅改修の確認を取り消すことができる。

(完了届の提出)

第13条 事前申請確認書の発行を受けた被保険者は、事前申請確認書のとおり住宅改修を完了したときは、介護保険住宅改修工事完了届(別記第11号様式)に関係書類を添え、これを区長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第14条 区長は、第11条の申請があったとき(住宅改修に係る支給又は不支給の決定にあつては、前条の届出があったとき。)は、当該住宅改修費等に係る支給又は不支給の決定を行い、介護保険給付費支給(不支給)決定通知書(別記第12号様式)を被保険者に送付し、当該通知書を受領委任払い取扱事業者に送付する。

(返還)

第15条 区長は、受領委任払い取扱事業者が偽りその他不正な手段により住宅改修費等を代理受領したときは、当該住宅改修費等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費等の受領委任払いによる支給に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



第2号様式（第6条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱確約書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

届出者 所在地  
事業者名称  
代表者氏名

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録の届出を行うに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

1. 住宅改修の提供に関しては、関係法令、板橋区介護保険住宅改修費等受領委任払いの実施に関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
2. 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
3. 住宅改修を行うに当たっては、板橋区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
4. 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、板橋区介護保険住宅改修費受領委任払いが利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修費の給付実績を確認すること。
5. 正当な理由なく、板橋区介護保険住宅改修費受領委任払いの利用を拒まないこと。
6. 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分を明記した領収書を発行すること。

7. 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を板橋区に通知すること。
  - (ア) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (イ) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
8. 住宅改修費に関する記録を整備し、住宅改修工事等の完了日から2年間保存すること。
9. 関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について板橋区から指導を受けたときは、直ちにそれに従うこと。
10. 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
11. 業務上直接又は間接に知り得た被保険者及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録を辞退・休止・取消した後も同様とする。
12. 介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を登録事項変更届出書により板橋区に届け出ること。
13. 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、速やかにその旨を廃止・休止・再開・辞退届出書により板橋区に届け出ること。
14. 住宅改修を行う際には、改修費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正な価格で行うこと。
15. 住宅改修の施工により被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、関係法令等に従いその責任の範囲内において被保険者へその損害を賠償すること。
16. 受領委任払いを利用するにあたって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。

第3号様式（第6条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に係る取扱確約書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

届出者 所在地  
事業者名称  
代表者氏名

介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録の届出を行うに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

1. 福祉用具購入に関しては、関係法令、板橋区介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
2. 福祉用具購入を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具購入を行うよう努めること。
3. 福祉用具購入を行うに当たっては、板橋区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
4. 福祉用具購入を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、板橋区介護保険福祉用具購入費受領委任払いが利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の福祉用具購入の給付実績を確認すること。
5. 正当な理由なく、板橋区介護保険福祉用具購入費受領委任払いの利用を拒まないこと。
6. 福祉用具購入費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分を明記した領収書を発行すること。

7. 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を板橋区に通知すること。
  - (ア) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (イ) 正当な理由なく、当該福祉用具購入を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
8. 福祉用具購入に関する記録を整備し、福祉用具購入の完了日から2年間保存すること。
9. 関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について板橋区から指導を受けたときは、直ちにそれに従うこと。
10. 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
11. 業務上直接又は間接に知り得た被保険者及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者の登録を辞退・休止・取消した後も同様とする。
12. 介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を登録事項変更届出書により板橋区に届け出ること。
13. 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、速やかにその旨を廃止・休止・再開・辞退届出書により板橋区に届け出ること。
14. 福祉用具購入を行う際には、購入費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正な価格で行うこと。
15. 福祉用具購入により被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、関係法令等に従いその責任の範囲内において被保険者へその損害を賠償すること。
16. 受領委任払いを利用するにあたって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。

東京都板橋区長

## 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書

付けで届け出のありました、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者について、次のとおり登録したので通知します。

営業形態		代表者氏名		
事業所所在地				
事業所名称				
受領委任払い 取扱事業者登録番号	特定福祉用具販売			
	住宅改修			
登録年月日				
振込口座	金融機関			
	金融機関コード		店舗コード	
	預金種類		口座番号	
	口座名義人			

※登録内容に誤りのないことを確認してください。

[問い合わせ先]

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

届出者 所在地 \_\_\_\_\_  
 事業者名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

先に提出した介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書の記載事項について次の事項を変更しますので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業者登録番号																			
登録内容を変更した事業所		サービスの種類 福祉用具 ・ 住宅改修																	
		所在地																	
		名 称																	
変更があった事項（該当項目番号に○）		変更の内容																	
1	届出者の所在地																		
2	届出者の名称																		
3	届出者の代表者の氏名及び職名																		
4	事業所の所在地																		
5	事業所の名称																		
6	電話番号																		
7	F A X 番号																		
8	介護保険事業所番号																		
9	振込先口座																		
10	その他																		
変更年月日		年 月 日																	

第6号様式（第9条関係）

保険者記入欄

登録番号	特定（介護予防）福祉用具販売	
	住宅改修	

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録辞退（休止・再開）届出書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

届出者 所在地 \_\_\_\_\_  
事業者名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり受領委任払い登録の辞退（休止・再開）をいたしましたので届け出ます。

届出区分	辞退 ・ 休止 ・ 再開
辞退・休止・再開日	年 月 日 ～ 年 月 日
辞退・休止理由	
施工中の住宅改修に 対する措置 (辞退・休止の場合)	

様

東京都板橋区長

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者について、次のとおり登録を取り消しますので通知します。

事業所名称	
事業所所在地	〒            —
受領委任払い 取扱事業者番号	
取り消し理由	

[問い合わせ先]

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任）

フリガナ			保険者番号			1	3	1	1	9	3
被保険者氏名			被保険者番号								
生年月日	明・大・昭	年		月	日生						
住所	(〒 )		電話番号 ( )								
住宅の所有者			被保険者との関係								
改修の内容・ 箇所及び規模	工事種別 1手すり 2段差 3すべり止 4扉取替 5便器取替					業者名					
	工事箇所 トイレ 浴室 居室 玄関 廊下 その他 ( )					着工予定日					
						着工日					
						完成日					
改修の費用	円										
<p>(宛先) 東京都板橋区長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。          なお、工事の内容・規模・費用等については事前に改修事業者から説明を受けています。          上記住宅改修内容に、変更がある場合には再度住宅改修費の支給申請を行います。          また支給申請後、自己負担額に差額が生じた場合には改修事業者との間で調整します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>申請者 氏名 _____ 電話番号 _____</p>											
受領委任払い取扱事業所登録番号											

区処理欄

工事前 添付書類

工事後 添付書類

工事費見積もり書		工事完了届	
住宅改修が必要な理由書		工事費内訳書	
図面		領収証	
工事前の写真（日付入り）		工事後の写真（日付入り）	
受領委任に係る委任状		事前申請確認書	
住宅所有者の承諾書			

要介護度	支 ( ) ・ 介 ( )	住宅改修予定額	円
生活保護	有 ・ 無	既に介護保険の給付を受けた額	円
給付制限	有 ・ 無	介護保険対象額	円
負担割合	割	・ 保険給付額	円
領収日	年 月	・ 自己負担額	円



確認番号	
------	--

様

## 介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請確認書

に申請のありました介護保険住宅改修費事前申請書類を受付し、審査の結果、内容を確認しましたので、計画に基づき改修工事に着手してください。

被保険者氏名		被保険者番号	
事業所名称			
承認			
不承認の理由			
介護保険対象額	円		

### 施工業者に事前申請確認書が届いた旨をご連絡してください。

- ・介護保険対象額は、保険給付の対象となる住宅改修費用（上限20万円）です。支給金額とは異なりますのでご注意ください。
- ・今後は下記に注意し、住宅改修工事及び事後申請を行ってください。

### 注 意

工事内容の変更は原則認められていません。

施工上やむを得ず工事内容を変更しなければならない事が判明した場合、直ちに介護保険課へご連絡ください。その際、ケアマネジャー等が変更を必要と判断することが前提となります。なお、連絡なく変更した場合は、住宅改修費支給の対象外となります。（入院・施設入所等の場合も同様に介護保険課へご連絡ください。）

### 事後申請時の提出書類

- 事前申請確認書（この確認書を事後申請時に提出してください。）
- 介護保険住宅改修工事完了届（同封した書類に記入をして提出してください。）
- 領収証原本
- 改修費内訳書または請求書
- 改修後の写真（日付入りのもの）

※上記の書類等を提出後に審査をし、介護保険住宅改修費の支給の可否を決定します。

問い合わせ先

## 介護保険住宅改修工事完了届

（宛先）板橋区長

【申請者（介護保険被保険者）】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（被保険者番号）

先に事前申請した介護保険住宅改修について、工事が完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

事前申請確認番号										
施工事業者名										
着工日	年 月 日									
完成日	年 月 日									

（添付書類）

事前申請確認書    請求書    領収証（原本）    改修後の写真 等

様

東京都板橋区長

介護保険 給付費支給(不支給)決定通知書(受領委任払い用)

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名												
	被保険者番号											
サービス提供年月												
受付年月日					決定年月日							
住宅改修費					本人支払額							
給付の種類												
支給												
不支給・減額の理由												
支給決定額												
支給金額												
受領権を委任する事業者名												

※支給金額については、受領委任払いであるため受領権を委任する事業者に支払われます。

問い合わせ先

不服申立て及び取消訴訟

この通知書について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、東京都介護保険審査会（ TEL： ）に対し審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内（6ヶ月以内であっても、裁決の日から1年以内）に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は区長になります。）処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提訴することはできません。

- (1) 審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。